

鳥取県告示第522号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年8月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調査の名称
鳥取県男女共同参画意識調査
- 2 調査の目的
男女平等、家庭生活、就労、男女間における暴力に関する意識等について調査し、男女共同参画施策等を検討する際の基礎資料とする。
- 3 調査対象の範囲
県内に居住する満20歳以上の男女約2,400人
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 男女平等
 - イ 家庭生活
 - ウ 就労・働き方
 - エ 男女間における暴力
 - オ 今後の課題と取組方策
 - (2) その基準となる期日
平成21年8月1日
- 5 報告を求める者
鳥取県
- 6 報告を求めるために用いる方法
調査対象者に対して調査票を郵送し、調査票を鳥取県に返送する方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成21年8月1日から同月10日まで
- 8 調査票情報の保存期間
1年間
- 9 結果の公表方法
報告書の作成及び鳥取県のホームページでの公表